

いつもお世話になります。

先月息子が所属する野球少年団のキャンプに参加してきました。

息子は、バンガローに高学年のお兄さんと一緒に宿泊することが楽しかったと

言っていました。この経験が引き継がれ、数年後はお兄さん役になるのだと思うと

微笑ましくなりました。今月もよろしく願います。



私たちが感銘を受けた

先人の言葉

いまやていなきことは
将来もてきない。

福島 正伸
(出典「夢を実現する今日の一言より」)

商人八訓

- 一 まず朝は、召使いより早く起きよ。
- 二 十両の客より百文の客を大切にせよ。
- 三 買い手が気に入らず、返しに着たならば、売る時より丁寧にせよ。
- 四 繁盛するに従ってますます儉約せよ。
- 五 小遣いは一文より記せ。
- 六 開店の時を忘れるな。
- 七 同商売が近所にできたら懇意を厚くして互いに勤めよ。
- 八 出店を開いたら、三ヶ年は食料を送れ。

渡部華山「商人八訓」より

(元気手帳4より)

今月のいろいろ「掲示板」

【小学生のための第3回簿記講座】

8月4日に小学生向けの簿記講座を瑞穂市総合センターにて開講しました。

17名の小学生に参加していただきました。

小学生にとっては普段なじみのない簿記でしたが真剣に受講してくれました。

今回の講座を通じて少しでも興味を持っていただけたらと思っております。

まだまだ課題や改善点がありましたが、私たちも多くのことを学ぶ事ができました。



知っとこ！「税務のママ知識」

～雇用促進税制について～

【雇用促進税制とは】

雇用促進税制とは、適用年度中に雇用者数を5人以上（中小企業等は2人以上）かつ10%以上増加させるなど一定の要件を満たした事業主が法人税（個人事業主の場合は所得税）の税額控除の適用が受けられる制度のことです。

【2種類の雇用促進税制】

～通常の雇用促進税制～

同意雇用開発促進地域における無期限雇用かつフルタイムの雇用者数の増加1人あたり40万円の税額控除が受けられます。

～地方拠点強化税制における雇用促進税制～

地域再生法に基づき都道府県知事が認定する「地方活力向上地域特定業務設置整備計画」の認定を受け、本社機能の拡充・移転を実施する事業主において、特定業務施設の雇用者を増加させた場合、1人あたり最大90万円の税額控除が受けられます。

【必要な主な条件】

- ① 青色申告書を提出する事業主であること
- ② あらかじめ、雇用促進計画をハローワークに提出すること
- ③ 適用年度とその前事業年度に事業主都合による離職者がいないこと
- ④ 適用年度に雇用者の数を5人以上（中小企業の場合は2名以上）、かつ、10%以上増加させること
- ⑤ 適用年度における給与等の支給額が比較給与等支給額以上であること
- ⑥ 風俗営業等を営む事業主ではないこと

引用：厚生労働省

事務所あれこれ日記

★草むしり大作戦★

梅雨があけて、事務所周りに生えた元気いっぱい雑草が目立つようになり始めたので、意を決して草むしりに取り掛かりました。
8月ということもあり、蒸し暑いなかでの作業でしたので汗だくでした。
これからさらに暑さを増していきますのでお体にはお気をつけください。



AOKI LICENSED TAX
ACCOUNTANT OFFICE

青木厚二郎税理士事務所

〒501-0221

岐阜県瑞穂市只越 1054 番地 2

電話:058-260-4310

FAX:058-260-4311

<http://www.aoki-kaikei.com>

Mail:info@aoki-kaikei.com